

農業委員会からのお知らせ

農地を有効利用するために

状況調査を行います

農業のための土地を農地と言いますが、勝手にどこでも農地にしてよいわけではありません。また、自分の土地だからと言って農地に家などを自由に建てたり、売ったりすることはできません。農地は、食料を安定供給するために法律で守られています。

遊休農地を減らして有効活用を

1年以上にわたって耕作されず、今後耕作されないと思われる農地や、周辺の農地と比べて利用されていない農地を遊休農地といいます。

市農業委員会は、農業を継続できるように、農地利用の集積や集約化、遊休農地の発生防止や解消などの「農地等の利用の最適化」や農地法などに基づく許認可などを行っています。

9月から11月頃まで、農地利

お近くの農業委員にご相談ください

任期は2020年12月20日まで

氏名	担当地区
大庭 茂信	光陽台4～6、手光、高平
高武 秀實	津屋崎、五反田
寺嶋 康文	在自、須多田
藤井 隆義	上西郷
秦 和子	手光
小樋 藤徳	宮司ヶ丘、星ヶ丘
柴田 幸子	八並
谷口 喜久次	桂区
柴田 文敏	渡、梅津
倉元 健夫	本木
花田 正孝	勝浦松原、塩浜
城野 正雄	四角、両谷、光陽台1～3、日蒔野、福間駅東
西原 清三	的岡、宮司、宮司浜
花田 智昭	奴山
花田 正彦	西東、勝浦浜
森 省市朗	中央、昭和、大和、古町、福間松原、本町、南町、緑町、福間南、原町、井尻、舟橋、花見
村井 徳文	内殿、舍利蔵
藤原 信行	津丸、久末、桜川、あけぼの、若木台
小田 雄一	畦町
永嶋 美信	末広
福嶋 政光	大石、生家
中村 宗市	冠、通り堂、小竹、東福間

用状況調査を行います。遊休農地の状況などを把握するため、市内全域の調査を実施し、遊休農地の所有者などに対しては、農地の適正な管理を求めていきます。

いつでも耕作できる状態に

農地は一度耕作をやめてしまうと、わずかな期間で原形を失うほどに荒れてしまいます。また、耕作できる状態に戻すのに、大変な手間と労力がかかることになります。

農地の適正な管理を続けていないと①雑草の種が近所に広がると②害虫などの温床になる③粗

大ごみや産業廃棄物などの不法投棄場所となる④悪臭や汚水の発生源となる⑤火災発生の原因となるなど、近隣農業者や周辺住民に大きな迷惑となる可能性があります。

作物を作っていないなくても、遊休農地にならないように草を刈ったり耕したりして、いつでも耕作できる状態にしておきましょう。

問い合わせ 市農業委員会 ☎ 62・5016